

# 北九州市公報

発行所  
北九州市小倉北区内1番1号  
北九州市役所

## 目次

◇ 規 則	ページ
○ 北九州市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の施行期日 を定める規則【総務局人事部給与課】	4
○ 北九州市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例の施 行期日を定める規則【総務局人事部給与課】	5
○ 北九州市会計規則の一部を改正する規則【会計室】	6
○ 北九州市会計管理者及び区会計管理者の事務を代理する職員を定める 規則の一部を改正する規則【会計室】	7
○ 北九州市公印規則の一部を改正する規則【総務局総務部文書課】	8
○ 北九州市立の小学校、中学校及び特別支援学校の教職員の給与に関す る条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則【教育委員会事 務局教職員部教職員給与課】	9
◇ 告 示	
○ 指定管理者の指定【産業経済局新成長戦略推進部産業政策課】	10
○ 介護医療院の開設許可【保健福祉局地域福祉部介護保険課】	11
◇ 公 告	
○ 道路の廃止【建築都市局指導部建築審査課】	12
◇ 訓 令	
○ 北九州市副市長以下専決規程の一部を改正する訓令【総務局総務部文 書課】	13

◇ 上下水道局

- 北九州市上下水道局企業職員の給与に関する規程の一部を改正する規程【上下水道局総務経営部総務課】 1 4

◇ 交通 局

- 北九州市交通局企業職員の給与に関する規程の一部を改正する規程【交通局総務経営課】 1 7

◇ 病 院 局

- 北九州市病院局職員給与規程の一部を改正する規程【病院局総務課】 2 0

◇ 公営競技局

- 北九州市公営競技局企業職員の給与に関する規程の一部を改正する規程【公営競技局総務課】 2 8

◇ 教育委員会

- 北九州市教育機関事務分掌規則及び北九州市教育委員会職員安全衛生管理規則の一部を改正する規則【教育委員会事務局総務部総務課】 3 1
- 勤務時間等の特例に関する規則の一部を改正する規則【教育委員会事務局総務部総務課】 3 3
- 北九州市立小中学校等管理規則及び北九州市学校施設の開放に関する規則の一部を改正する規則【教育委員会事務局指導部指導第二課】 3 4
- 北九州市教育委員会事務局教育次長以下事務専決規程の一部を改正する訓令【教育委員会事務局総務部総務課】 3 6
- 北九州市教育委員会事務専決規程の一部を改正する訓令【教育委員会事務局総務部総務課】 3 7

## 本号で公布された条例等のあらまし

### ◇北九州市会計規則の一部を改正する規則

北九州市立子ども図書館の新設に伴い、関係規定を改めることにしました。  
この規則は、平成30年12月22日から施行することにしました。

### ◇北九州市会計管理者及び区会計管理者の事務を代理する職員を定める規則の一部を改正する規則

地方自治法施行令の一部改正に伴い、規則において引用する同令の条項ずれを改めることにしました。

この規則は、平成30年12月20日から施行することにしました。

### ◇北九州市公印規則の一部を改正する規則

子ども図書館が市長名をもって市長事務を補助執行する際に使用する専用市長印を教育委員会専用北九州市長印とすることにしました。

この規則は、平成30年12月22日から施行することにしました。

北九州市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則をここに公布する。

平成30年12月20日

北九州市長 北 橋 健 治

北九州市規則第64号

北九州市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の施行期  
日を定める規則

北九州市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成30年北九州市条例第63号）の施行期日は、平成30年12月21日とする。

北九州市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則をここに公布する。

平成30年12月20日

北九州市長 北 橋 健 治

北九州市規則第65号

北九州市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例  
の施行期日を定める規則

北九州市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例（平成30年北九州市条例第64号）の施行期日は、平成30年12月21日とする。

北九州市会計規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成30年12月20日

北九州市長 北 橋 健 治

北九州市規則第66号

北九州市会計規則の一部を改正する規則

北九州市会計規則（昭和39年北九州市規則第49号）の一部を次のように改正する。

別表第2の小倉北区会計管理者の命を受けてつかさどる当該局部課において取り扱う現金、物品及び有価証券並びに使用不能物品の出納保管事務の項中

「

	子ども図書館準備室	子ども図書館準備室 長		
--	-----------	----------------	--	--

を

「

	子ども図書館	子ども図書館長		
--	--------	---------	--	--

に

改める。

付 則

この規則は、平成30年12月22日から施行する。

北九州市会計管理者及び区会計管理者の事務を代理する職員を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成30年12月20日

北九州市長 北 橋 健 治

北九州市規則第67号

北九州市会計管理者及び区会計管理者の事務を代理する職員を定める規則の一部を改正する規則

北九州市会計管理者及び区会計管理者の事務を代理する職員を定める規則（平成19年北九州市規則第22号）の一部を次のように改正する。

第2条中「第174条の45第2項」を「第174条の43第2項」に改める。

付 則

この規則は、公布の日から施行する。

北九州市公印規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成30年12月20日

北九州市長 北 橋 健 治

北九州市規則第68号

北九州市公印規則の一部を改正する規則

北九州市公印規則（昭和38年北九州市規則第6号）の一部を次のように改正する。

別表第1の専用市長印の区役所専用北九州市長印の項及び同表の専用市長印の教育委員会専用北九州市長印の項中「及び視聴覚センター」を「、視聴覚センター及び子ども図書館」に改める。

付 則

この規則は、平成30年12月22日から施行する。



北九州市立の小学校、中学校及び特別支援学校の教職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則をここに公布する。

平成30年12月20日

北九州市長 北 橋 健 治

北九州市規則第69号

北九州市立の小学校、中学校及び特別支援学校の教職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則

北九州市立の小学校、中学校及び特別支援学校の教職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成30年北九州市条例第74号）の施行期日は、平成30年12月21日とする。

北九州市告示第494号

北九州市産業観光施設の設置及び管理に関する条例施行規則（昭和47年北九州市規則第34号）第8条の規定により、北九州市立商工貿易会館の指定管理者を次のとおり告示する。

平成30年12月20日

北九州市長 北 橋 健 治

指定管理者に指定した者		指定する期間
名称	住所	
北九州商工会議所	北九州市小倉北区紺屋町13番1号	平成31年4月1日から平成36年3月31日まで

北九州市告示第495号

介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第107条第1項の規定に基づき、介護医療院の開設を許可したので、法第114条の7及び介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）第140条の2の3の規定により次のように告示する。

平成30年12月20日

北九州市長 北 橋 健 治

介護医療院

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	事業者の名称	許可年月日
40B0 4000 18	小倉中井病院介護医療院	北九州市小倉北区中井五丁目1番8号	医療法人錦会	平成30年12月1日

北九州市公告第 809 号

建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 42 条第 2 項の規定に基づく道路を廃止したので、北九州市建築基準法施行細則（昭和 46 年北九州市規則第 71 号）第 16 条第 3 項の規定により、次のとおり公告する。

平成 30 年 12 月 20 日

北九州市長 北 橋 健 治

1 廃止年月日及び廃止番号

平成 30 年 12 月 20 日 第 4 号

2 申請者の住所及び氏名

北九州市八幡西区楠橋上方二丁目 1 番 19 号

花田義朗

3 廃止した道路

道路の位置	道路の幅員 (m)	道路の延長 (m)
北九州市八幡西区楠橋上方二丁目 1 605 番 1 地先から 1605 番 3 地 先まで	2.31～ 4.76	35.54

北九州市訓令第7号

庁中一般

北九州市副市長以下専決規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成30年12月20日

北九州市長 北 橋 健 治

北九州市副市長以下専決規程の一部を改正する訓令

北九州市副市長以下専決規程（昭和43年北九州市訓令第10号）の一部を次のように改正する。

別表第1の課長の欄中「子ども図書館準備室長」を削り、「学力・体力向上推進室次長」を「学力・体力向上推進室次長  
子ども図書館長」に改める。

付 則

この訓令は、平成30年12月22日から施行する。

北九州市上下水道局管理規程第6号

北九州市上下水道局企業職員の給与に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成30年12月20日

北九州市上下水道局長 有 田 仁 志

北九州市上下水道局企業職員の給与に関する規程の一部を改正する規程

北九州市上下水道局企業職員の給与に関する規程（昭和39年北九州市水道局管理規程第10号）の一部を次のように改正する。

別表第1の給料表（2）を次のように改める。

給料表（2）

号給	給料月額
	円
1	374,000
2	422,000
3	472,000
4	533,000
5	608,000
6	710,000
7	830,000

備考 この表は、特定任期付職員に適用する。

付 則

この規程は、平成30年12月21日から施行する。



北九州市交通局管理規程第5号

北九州市交通局企業職員の給与に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成30年12月20日

北九州市交通局長 吉田茂人

北九州市交通局企業職員の給与に関する規程の一部を改正する規程

北九州市交通局企業職員の給与に関する規程（昭和39年北九州市交通局管理規程第10号）の一部を次のように改正する。

別表第2の2を次のように改める。

別表第2の2（第2条関係）

企業職特定任期付職員給料表

号給	給料月額
	円
1	374,000
2	422,000
3	472,000
4	533,000
5	608,000
6	710,000
7	830,000

備考 この表は、特定任期付職員に適用する。

付 則

この規程は、平成30年12月21日から施行する。

北九州市病院局管理規程第6号

北九州市病院局職員給与規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成30年12月20日

北九州市病院局長 古川 義彦

北九州市病院局職員給与規程の一部を改正する規程

北九州市病院局職員給与規程（昭和43年北九州市病院局管理規程第5号）  
の一部を次のように改正する。

別表第2のア 医療職給料表（1）を次のように改める。

ア 医療職給料表（1）

職員 の区 分	職務 の級	1 級	2 級	3 級	4 級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円
	1	258,900	385,000	398,000	490,100
	2	261,600	387,800	400,800	493,000
	3	264,300	390,500	403,600	495,900
	4	267,000	393,300	406,400	498,700
	5	269,600	395,800	408,800	501,400
	6	272,300	398,600	411,400	504,400
	7	275,000	401,400	414,100	507,400
	8	277,700	404,200	416,800	510,400
	9	280,300	406,800	419,300	513,100
	10	283,000	409,400	422,100	516,400
	11	285,600	412,100	424,800	519,700
	12	288,300	414,800	427,600	523,000
	13	290,800	417,200	430,000	526,000
	14	293,500	419,800	432,600	529,200
	15	296,100	422,300	435,200	532,400
	16	298,800	424,900	437,800	535,600
	17	301,500	427,000	440,000	538,800
	18	304,300	429,500	442,500	541,800
	19	307,000	431,900	445,000	544,800
	20	309,800	434,400	447,500	547,800
	21	312,400	436,600	449,800	550,700
	22	315,300	439,000	452,200	553,500
	23	318,200	441,400	454,600	556,300
	24	321,100	443,800	457,000	559,100
	25	323,800	446,100	459,400	561,600
	26	326,700	448,400	461,700	564,000
	27	329,500	450,700	464,000	566,400
	28	332,300	453,000	466,300	568,800
	29	335,100	455,100	468,500	571,300
	30	337,700	457,300	470,700	573,700
	31	340,100	459,500	472,900	576,100
	32	342,500	461,700	475,100	578,500
	33	344,800	463,600	477,000	580,800
	34	347,000	465,700	479,100	583,100
	35	349,400	467,800	481,200	585,400
	36	351,900	469,900	483,300	587,700
	37	354,200	471,800	485,200	589,900
	38	356,600	473,900	487,300	591,400
	39	358,800	476,000	489,400	592,900
	40	361,200	478,100	491,400	594,400
	41	363,600	479,900	493,200	595,700
	42	366,100	482,000	495,300	597,100
	43	368,600	484,100	497,400	598,500

再任 用職 員以 外の 職員	44	371,000	486,100	499,500	599,900
	45	373,200	487,700	501,500	601,100
	46	375,700	489,700	503,600	
	47	378,200	491,700	505,700	
	48	380,500	493,700	507,800	
	49	382,400	495,500	509,600	
	50	384,900	497,300	511,400	
	51	387,300	499,100	513,200	
	52	389,800	500,900	515,000	
	53	392,000	502,700	516,800	
	54	394,500	504,100	518,600	
	55	397,000	505,500	520,400	
	56	399,500	506,900	522,200	
	57	401,600	508,300	524,000	
	58	403,700	509,600	525,800	
	59	405,900	510,900	527,600	
	60	408,100	512,200	529,400	
	61	410,200	513,300	531,200	
	62	412,300	514,300	533,000	
	63	414,300	515,300	534,800	
	64	416,400	516,300	536,600	
	65	418,300	517,000	538,400	
	66	420,200	517,900	540,100	
	67	422,000	518,800	541,800	
	68	423,900	519,700	543,500	
	69	425,700	520,700	545,200	
	70	427,500	521,600	546,600	
	71	429,300	522,500	548,000	
	72	431,000	523,400	549,400	
	73	432,800	524,300	550,600	
	74	434,600	525,200	551,600	
75	436,400	526,100	552,600		
76	438,200	527,000	553,600		
77	439,700	527,800	554,600		
78	441,400	528,700	555,500		
79	443,100	529,600	556,400		
80	444,800	530,500	557,300		
81	446,400	531,300	558,200		
82	448,000	532,200	559,100		
83	449,600	533,100	560,000		
84	451,200	534,000	560,900		
85	452,700	534,700	561,800		
86	454,000	535,600	562,700		
87	455,300	536,500	563,600		
88	456,600	537,400	564,500		
89	457,600	538,100	565,400		
90	458,800	539,000			
91	460,000	539,900			

92	461,100	540,800		
93	461,900	541,500		
94	462,800			
95	463,700			
96	464,600			
97	465,400			
98	466,200			
99	467,000			
100	467,800			
101	468,600			
102	469,400			
103	470,200			
104	471,000			
105	471,800			
106	472,600			
107	473,400			
108	474,200			
109	474,800			
110	475,600			
111	476,400			
112	477,200			
113	477,800			
114	478,500			
115	479,200			
116	479,900			
117	480,600			
特1				622,700
特2				644,300
再任用職員	310,600	369,700	435,500	516,400

備考

1 この表は、医師及び歯科医師である職員に適用する。

2 任期付短時間勤務職員の基礎となる給料月額は、1級3号給の給料月額に相当する額とする。

別表第3を次のように改める。

別表第3（第2条関係）

特定任期付職員給料表

号給	給料月額
	円
1	374,000
2	422,000
3	472,000
4	533,000
5	608,000
6	710,000
7	830,000

備考 この表は、特定任期付職員に適用する。



別表第5の2のイの表中

4 6
4 6
4 6
4 6
4 7
4 7
4 8
4 8
4 8
4 8
4 9
4 9
4 9
4 9
4 9
4 9
4 9
5 0

を

4 5
4 6
4 6
4 6
4 6
4 6
4 6
4 6
4 7
4 7
4 7
4 7
4 7
4 7
4 7
4 8
4 8
4 9
4 9

に改める。

別表第6の夜間特殊業務手当の項中「8,900円」を「9,560円」に、「4,300円」を「4,630円」に、「3,900円」を「4,170円」に、「2,700円」を「2,900円」に、「5,400円」を「5,800円」に、「2,600円」を「2,800円」に、「2,400円」を「2,570円」に、「1,600円」を「1,720円」に、「6,800円」を「7,300円」に、「3,300円」を「3,550円」に、「2,900円」を「3,100円」に、「2,000円」を「2,150円」に改める。

別表第7を次のように改める。

別表第7（第5条の2関係）

期間の区分	支給額
	円
1 1年未満	308,600
1 1年以上1 2年未満	286,600
1 2年以上1 3年未満	285,400
1 3年以上1 4年未満	284,200
1 4年以上1 5年未満	283,000
1 5年以上1 6年未満	281,800
1 6年以上1 7年未満	280,600
1 7年以上1 8年未満	272,600
1 8年以上1 9年未満	264,600
1 9年以上2 0年未満	256,600
2 0年以上2 1年未満	248,600
2 1年以上2 2年未満	240,600
2 2年以上2 3年未満	236,700
2 3年以上2 4年未満	232,800
2 4年以上2 5年未満	228,900
2 5年以上2 6年未満	225,000
2 6年以上2 7年未満	221,100
2 7年以上2 8年未満	217,000
2 8年以上2 9年未満	212,900
2 9年以上3 0年未満	208,800
3 0年以上3 1年未満	204,700
3 1年以上3 2年未満	200,600
3 2年以上3 3年未満	200,000
3 3年以上3 4年未満	199,400
3 4年以上3 5年未満	198,800
3 5年以上3 6年未満	198,200
3 6年以上3 7年未満	197,600
3 7年以上3 8年未満	197,000
3 8年以上3 9年未満	196,400
3 9年以上4 0年未満	195,800
4 0年以上4 1年未満	195,200
4 1年以上4 5年未満	194,600

備考 この表において期間の区分欄に掲げる年数は、採用の日以後の期間を示す。

付 則

(施行期日等)

- 1 この規程は、平成30年12月21日から施行し、改正後の北九州市病院局職員給与規程の規定は、同年4月1日から適用する。

(その他)

- 2 前項に定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な措置については、北九州市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成30年北九州市条例第63号）又は北九州市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例（平成30年北九州市条例第64号）の規定が適用される職員の例によるものとする。

北九州市公営競技局管理規程第42号

北九州市公営競技局企業職員の給与に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成30年12月20日

北九州市公営競技局長 上野孝司

北九州市公営競技局企業職員の給与に関する規程の一部を改正する規程

北九州市公営競技局企業職員の給与に関する規程（平成30年北九州市公営競技局管理規程第25号）の一部を次のように改正する。

別表第1の給料表（2）を次のように改める。

給料表（2）

号給	給料月額
1	374,000
2	422,000
3	472,000
4	533,000
5	608,000
6	710,000
7	830,000

備考 この表は、特定任期付職員に適用する。

付 則

この規程は、平成30年12月21日から施行する。

北九州市教育機関事務分掌規則及び北九州市教育委員会職員安全衛生管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成30年12月20日

北九州市教育委員会  
教育長 垣 迫 裕 俊

北九州市教育委員会規則第21号

北九州市教育機関事務分掌規則及び北九州市教育委員会職員安全衛生管理規則の一部を改正する規則

(北九州市教育機関事務分掌規則の一部改正)

第1条 北九州市教育機関事務分掌規則(昭和50年北九州市教育委員会規則第12号)の一部を次のように改正する。

第4条第1項中「、室に室長」を削る。

第5条第2項中「(室長を含む。以下同じ。)」を削る。

別表第1中

中央図書館	奉仕課	北九州市立視聴覚センター	第4類	館長	を に
中央図書館		北九州市立子ども図書館	第3類	館長	

改める。

別表第2の中央図書館子ども図書館準備室の項を削り、同表に次のように加える。

子ども図書館

企画係

- (1) 館の庶務に関すること。
- (2) 館の管理運営に関すること。
- (3) 子どもの読書活動に係る図書、資料及び情報の収集及び提供に関すること。
- (4) 各図書館における子どもへの図書館奉仕の推進及び充実の支援に関すること。
- (5) 家庭、地域等での子どもの読書活動の支援に関すること。
- (6) 子どもの読書活動に係る啓発に関すること。
- (7) 子どもの読書活動に係る調査研究に関すること。

(8) 子どもの読書活動の推進における関係団体との連携に関すること。

(9) その他教育委員会が必要と認めること。

学校図書館支援係

(1) 学校における読書教育全般への助言に関すること。

(2) 学校図書館業務に関する相談及び助言に関すること。

(3) 学校司書、司書教諭等の資質向上を図る研修に関すること。

(4) その他学校における子どもの読書活動の充実の支援に関すること。

(5) 子ども読書活動推進計画の策定等に関すること。

(6) 北九州市子ども読書活動推進会議に関すること。

(北九州市教育委員会職員安全衛生管理規則の一部改正)

第2条 北九州市教育委員会職員安全衛生管理規則（昭和53年北九州市教育委員会規則第8号）の一部を次のように改正する。

別表中

視聴覚センター	視聴覚センター館長	を
視聴覚センター	視聴覚センター館長	
子ども図書館	子ども図書館企画係長	に

改める。

付 則

この規則は、平成30年12月22日から施行する。



勤務時間等の特例に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成30年12月20日

北九州市教育委員会

教育長 垣 迫 裕 俊

北九州市教育委員会規則第22号

勤務時間等の特例に関する規則の一部を改正する規則

勤務時間等の特例に関する規則（平成3年北九州市教育委員会規則第7号）  
の一部を次のように改正する。

別表中

中央図書館	一般事務員	早出	午前 8時45分	午後 5時30分
		遅出	午前 9時15分	午後6時

を

中央図書館 子ども図書館	一般事務員	A	午前8時4 5分	午後5時3 0分
		B	午前9時1 5分	午後6時
		C	午前10時 15分	午後7時

に

改め、同表の注書中第3項を第4項とし、第2項を第3項とし、第1項の次に  
次の1項を加える。

- 子ども図書館の業務に従事する一般事務員について平成30年12月22日以後の4週間を計算するに当たっては、同日を初日とし、同日は1週間とみなす。

付 則

この規則は、平成30年12月22日から施行する。

北九州市立小中学校等管理規則及び北九州市学校施設の開放に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成30年12月20日

北九州市教育委員会

教育長 垣 迫 裕 俊

北九州市教育委員会規則第23号

北九州市立小中学校等管理規則及び北九州市学校施設の開放に関する規則の一部を改正する規則

(北九州市立小中学校等管理規則の一部改正)

第1条 北九州市立小中学校等管理規則(昭和38年北九州市教育委員会規則第8号)の一部を次のように改正する。

第1条中「北九州市立小学校」を「北九州市立の小学校」に改める。

第24条の見出し中「、備品受払簿」を「及び備品受払簿」に改め、同条第1項中「施設および設備の財産台帳、」を「、学校の施設設備の財産台帳及び」に改め、同条第2項中「財産台帳、備品受払簿の様式および記載事項は」を「前項の財産台帳及び備品受払簿の様式及び記載事項は、」に改める。

第25条第1項中「施設又は設備が亡失」を「施設設備を亡失し、」に改める。

第26条を次のように改める。

(学校の施設設備の使用)

第26条 校長は、別に定めるところにより、学校の施設設備を社会教育その他公共のために使用させるものとする。

2 前項の規定により学校の施設設備のうち北九州市学校施設使用料条例(平成30年北九州市条例第52号)第2条に規定する学校施設を使用させる際の使用料の額は、同条例別表に定める額とする。

(北九州市学校施設の開放に関する規則の一部改正)

第2条 北九州市学校施設の開放に関する規則(昭和51年北九州市教育委員会規則第2号)の一部を次のように改正する。

第1条中「小学校」を「北九州市立の小学校」に、「の利用に供する」を「に使用させる」に改める。

第4条第3項中「利用者」を「第9条各号列記以外の部分に規定する使用者」に改める。

第8条の見出しを「(団体使用)」に改め、同条第1項中「利用する」を「使用する」に、「在住」を「在住し、」に改め、同条第2項中「利用しよ

う」を「使用しよう」に、「あらかじめ」を「、あらかじめ」に、「利用の」を「使用の」に改め、同条第4項中「前項の」及び「第1項の」の次に「規定による」を加え、同項を同条第5項とし、同条第3項中「利用しなければ」を「使用しなければ」に改め、同項を同条第4項とし、同条第2項の次に次の1項を加える。

3 第1項の規定により開放施設を使用させる際の使用料の額は、北九州市学校施設使用料条例（平成30年北九州市条例第52号）別表に定める額とする。

第9条各号列記以外の部分中「利用する者」を「使用する者」に、「利用者」を「使用者」に改め、「の各号」を削り、同条第1号中「き損し」を「毀損し」に改め、同条第4号中「利用者」を「使用者」に、「利用に」を「使用に」に改める。

第10条中「利用者」を「使用者」に改める。

第11条中「利用者」を「使用者」に、「利用の」を「使用の」に改める

。

第12条の見出し中「利用者」を「使用者」に改め、同条中「利用者」を「使用者」に、「き損し」を「毀損し」に改める。

第13条中「利用者」を「使用者」に改める。

付 則

この規則は、平成31年4月1日から施行する。

北九州市教育委員会教育長訓令第3号

庁中一般

北九州市教育委員会事務局教育次長以下事務専決規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成30年12月20日

北九州市教育委員会

教育長 垣 迫 裕 俊

北九州市教育委員会事務局教育次長以下事務専決規程の一部を改正する訓令

北九州市教育委員会事務局教育次長以下事務専決規程（昭和44年北九州市教育委員会教育長訓令第1号）の一部を次のように改正する。

第1条中「子ども図書館準備室長、」を削る。

付 則

この訓令は、平成30年12月22日から施行する。

北九州市教育委員会訓令第4号

庁中一般

北九州市教育委員会事務専決規程の一部を改正する訓令を次のように定める

。

平成30年12月20日

北九州市教育委員会

教育長 垣 迫 裕 俊

北九州市教育委員会事務専決規程の一部を改正する訓令

北九州市教育委員会事務専決規程（昭和44年北九州市教育委員会訓令第3号）の一部を次のように改正する。

第1条中「子ども図書館準備室長、」を削る。

別表の注書第1項第3号中「、子ども図書館準備室長」を削る。

付 則

この訓令は、平成30年12月22日から施行する。